

農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画

1. 各 筆 明 細								市 町 名		小 浜 市	公 告 年 月 日	令 和 年 月 日			
整 理 番 号	00001	権利の設定を受ける者の 氏名または名称および住所 (A)		(氏名または名称) (同意印) 福井県農地中間管理機構 公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志						(住 所) 福井県福井市松本3丁目16番10号					
		権利を設定する者の 氏名または名称および住所 (B)		(氏名または名称) (同意印)						(住 所) 福井県小浜市深野第20号4番地					
		(生年月日： 昭和 29年 7月 20日 生)													
権 利 を 設 定 す る 土 地 (C)							権利の設定内容 (D)				権利の設定する土地の (B) 以外の権限者等 (F)				備 考
所 在		地 番	地 目		面 積 (㎡)		権利の 種類	内 容	借 賃 (kg・円)	10a当りの借賃 (kg・円)	住 所	氏名または名称	権限の 種類	(同意印)	
大字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	設定									
深野	14	3	田	田	1,037.00	1,037.00	使用貸借	水田	0 円	0 円					
以下余白															
合 計		1 筆			㎡ 1,037.00	㎡ 1,037.00			0 円						
権利の設定内容 (D) の各筆共通事項		存続期間 (始期および終期)		令和 7年 10月 1日 ~ 令和 27年 3月 31日											
		借 賃 の 支 払 方 法		該当しない											
農地中間管理事業の実施により成立する権利の設定に係る当事者間の法律関係 (E)								使用貸借							

（借入 9月利用権－中名田地区－市橋 誠－）

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

（2）借賃の増減額請求

権利を設定する者（以下「甲」という。）および権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

（3）物納による支払

乙から借り受けた者（以下「転借人」という。）は、1の各筆明細に記載された土地の借賃の支払いを、毎年11月20日までに乙が指定する甲に直接納入するものとする。また、支払方法に関わらず乙の甲に対する借賃の支払い義務はないものとする。

（4）借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

（5）借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

（6）転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用および収益させることができる。

（7）借賃の減額

ア 権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条または民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲および乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用および収益をすることができなくなった場合で、乙または転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用および収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用および収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期および減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲および乙が協議して定める。

（8）境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

（9）障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

（10）修繕および改良

ア 甲は、乙および転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕しまたは転借人に修繕させることができる。この場合において、乙または転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行いまたは転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費または改良費の負担および償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

（11）附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、農業用ハウス等（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町および農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借または使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、賃貸借または使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ アおよびイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙および転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙および転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙および転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

（12）租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金および賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、土地改良区の定める者が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

（13）賃貸借または使用貸借の解除

乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条第1号または第2号に該当するとき、知事の承認を受けて、権利に係る賃貸借または使用貸借を解除することができる。

（14）賃貸借または使用貸借の終了等

ア 天災地変その他、甲および乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用および収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借または使用貸借は終了する。

イ 都市計画法の用途地域において転借人が不在となった場合は、上記（13）に拘わらず甲は、当該賃貸借または使用貸借の途中解約に同意する。

（15）目的物の返還

賃貸借または使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から60日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為または当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

（16）権利に関する事項の変更の禁止

甲および乙は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙および認可権者が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（17）権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

（18）機構関連基盤整備事業の実施

乙が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

（19）その他

ア 土地改良期間中の借賃の受払いは、当該地区すべての換地処分が完了した登記完了後の支払いから適用する。
イ 本計画に定めのない事項および本計画に疑義が生じたときは、甲、乙および認可権者が協議して定める。

（20）個人情報の取扱いについて

乙は、農地中間管理事業の実施にあたり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業実施のために利用する。甲は、乙が取得した個人情報について、本事業による利用のほか、事業実施に関連して県や市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関に必要最小限度内において当該個人情報を提供することに同意する。

別表1 修繕費および改良費の負担に係る特約事項

修繕または改良の工事名	甲および乙ならびに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙および転借人の支払額について甲の償還すべき額および方法	備考